介護老人保健施設通所リハビリテーション
（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

医療法人財団　湖　聖　会

介護老人保健施設　星のしずく

介護老人保健施設星のしずく通所リハビリテーション

（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　医療法人財団 湖聖会が開設する介護老人保健施設 星のしずくにおいて実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　当事業所は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法・作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が１日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

２　当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

３　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

５　当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

６　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

７　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインの則

り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

８　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第４条　当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）　事 業 所 名　　介護老人保健施設 星のしずく　通所リハビリテーション

（２）　開設年月日　平成２４年　５月　１日

（３）　所 在 地　　静岡市葵区城北８７番地

（４）　電話番号　　０５４－２００－５５５５　FAX番号０５４－２００－５５５８

（５）　管理者名　　加藤　直也

（６）　介護保険指定番号　　介護老人保健施設（２２５４２８０１４８号）

（従業者の職種・員数）

第５条　当事業所の従事者の職種・員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（１）　管理者　　１．００人（入所と兼務）

（２）　医　師　　１．００人　以上（入所と兼務）

（３）　看介護職員　　２．００人　以上

（４）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

　　２．００人　以上

（５）　栄養士又は管理栄養士

・管理栄養士　　１．００人　以上

・栄養士　　１．００人　以上

（従業員の職務内容）

第６条　前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者は、当事業所に携わる従業者の管理・指導を行う。

（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

（３）　看護介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。

（４）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、

通所リハビリテーション利用者に対し、必要に応じて利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

（５）　管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

（営業日及び営業時間）

第７条　事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

（１）　営業日は、年中無休とする。

（２）　営業日の午前９時４５分から午後４時までを１単位とする。ただし、午前８時３０分から午後５時３０分までを営業時間とする。

（利用定員）

第８条　事業所の実施単位は１単位とする。利用定員は月曜日から土曜日を４０名とし、日曜日を２０名とする。

（事業の内容）

第９条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあっては介護予防に資するよう、）医師・理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法・作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

２　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。

３　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。

４　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（身体の拘束等）

第10条　当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第 11 条　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第 12 条　当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（利用者負担の額）

第 13 条　利用者負担の額を以下とおりとする。

（１）　保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（２）　食費、日用生活品費、理美容代、行事・倶楽部費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の送迎費、その他費用等利用料を,別に定める利用料金表により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 14 条　通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

静岡市葵区・駿河区一部

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第 15 条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 13 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第９条との規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

・外出は、必ず事前に職員に申し出ること。

・飲酒、喫煙については、必ず事前に職員に相談すること。

・火気の取扱いは、禁止する。

・設備、備品の利用は、職員に相談すること。
・所持品、備品等の持ち込みは、必ず事前に職員に相談すること。
・金銭、貴重品の管理は、必ず事前に職員に相談すること。
・宗教活動は、禁止する。
・ペットの持ち込みは、禁止する。
・利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は、禁止する。
・他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 16 条　消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）防火管理者には、管理権原者が任命する者を充てる。
（2）火元責任者には、各部署主任又はリーダーを充てる。
（3）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
（4）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
（5）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
（6）防火管理者は、従業員に対して防火教育・消防訓練を実施する。
　①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年２回以上
　　（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）
　②　利用者を含めた総合避難訓練……年１回以上
　③　非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
　その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
（7）　当事業所は、（6）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定）

第 17 条　当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職員の服務規律）

第 18 条　当事業所職員は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）　利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（２）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 19 条　当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼する。

（職員の質の確保）

第 20 条　当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

２　当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第８項及び第八条の二に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 21 条　当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人財団 湖聖会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 22 条　当事業所職員は、当事業所が行う年１回の健康診断を受診すること。

（衛生管理）

第 23 条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

２　食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

（１）　当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

３　栄養士・管理栄養士・調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。

４　定期的に、鼠族・昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 24 条　当事業所職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 25 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

２　運営規程の概要・当事業所職員の勤務体制・協力病院・利用者負担の額及び苦情処理の対応・個人情報の保護については、当事業所内に掲示する。

３　当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

４　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人財団湖聖会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 24 年 05 月 01 日より施行する。

この運営規程は、平成 24 年 08 月 01 日より改訂する。

この運営規程は、平成 25 年 04 月 01 日より改訂する。

この運営規程は、平成 26 年 02 月 01 日より改訂する。
この運営規程は、平成 26 年 04 月 01 日より改訂する。
この運営規程は、平成 29 年 04 月 01 日より改訂する。
この運営規程は、平成 30 年 04 月 01 日より改訂する。
この運営規程は、令和 4 年 04 月 01 日より改訂する。
この運営規程は、令和 5 年 04 月 01 日より改訂する。
この運営規程は、令和 7 年 04 月 01 日より改訂する。